

栄村建設工事等指名競争入札の参加資格を定める規則

平成 17 年 2 月 28 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、[地方自治法施行令\(昭和 22 年政令第 16 号\)第 167 条の 11 第 2 項](#)の規定により、栄村の発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の委託の一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に関し必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加資格の申請に必要な要件)

第 2 条 建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務(以下「建設コンサルタントの業務」という。)の競争入札に参加する資格(以下「入札参加資格」という。)の申請をすることができる者(共同企業体(2以上の建設業者が一の場所において行われる建設工事を共同して請負って、かつ、共同施工する企業体をいう。第 6 条第 1 項において同じ。)にあっては各構成員)は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるすべての要件に該当していなければならない。

建設工事の申請	<p>ア) 入札参加資格審査の申請をする日(以下「申請の日」という。)現在において、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ) 次に掲げる入札参加資格申請の区分に従い、当該区分に定める法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査の結果について、法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値(以下「総合評定値」という。)の請求をしていること。</p> <p>ただし、アにおける総合評定値の基準の日以降申請の日までの間に、営業譲渡、会社の合併、会社の分割、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続の開始決定又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続の開始決定若しくは更生計画の認可により当該期間内の日を基準とする総合評定値を請求している場合にあつては、当該総合評定値の請求をもってこれとみなす。</p> <p>申請の日の属する年度の 10 月 1 日(以下「建設工事の資格審査基準日」</p>
---------	--

	<p>という。)が属する営業年度の直前の営業年度の終了する日を基準とする総合評定値の請求</p> <p>8) 入札参加資格を希望する建設工事の種類について前号の営業年度の終了する日の直前2年間の各営業年度に完成工事高があること。ただし、村長が適当と認めた者についてはこの限りではない。</p> <p>9) 建設工事の資格審査基準日の属する年度の直前の営業年度における消費税及び地方消費税に未納がないこと。</p>
<p>建設コンサルタント等の業務の申請</p>	<p>1) 次に掲げる業務の業種の区分に従い、当該区分に定める要件を満たしていること。</p> <p>ア 測量 測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていること。</p> <p>イ 建築コンサルタント 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。</p> <p>ウ 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第5条の規定による登録を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかの部門に該当する技術士、シビルコンサルティングマネージャー(この表において「RCCM」という。)若しくは当該部門に係る実務経験が20年以上ある技術者を有していること。</p> <p>エ 地質調査 地質調査登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第5条の規定による登録を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のうち地質部門若しくは土質及び基礎部門に該当する技術士、RCCM若しくは当該部門に係る実務経験が20年以上ある技術者を有していること。</p> <p>オ 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第5条の規定による登録を受け、又は補償コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかの部門における実務経験が7年以上ある技術者を有していること。</p> <p>2) 建設コンサルタント等の業務の営業年数が、申請の日の属する年度の10月1日(以下「建設コンサルタント等の資格審査基準日」という。)の前日まで引き続き1年以上経過していること。</p> <p>3) 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について建</p>

設コンサルタント等の資格審査基準日の属する営業年度の直前1年間の営業年度において業務実績があること。ただし、村長が適当と認めた者についてはこの限りではない。

イ) 建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度における消費税及び地方消費税に未納がないこと。

(競争入札参加資格審査の実施)

第3条 資格審査は、2年に1回定期的に行うものとする。ただし、村長が必要と認める場合は定期的に行う審査(以下「定期審査」という。)以外においても審査を行うことができる。

(建設工事の競争入札参加者の資格)

第4条 建設工事の入札参加資格は、次の各号に掲げる事項について審査した結果に基づき、[法第2条第1項](#)に規定する建設工事の業種ごとに付与するものとする。

- (1) [法](#)の規定に基づく経営事項審査の項目及びこれらについての結果
- (2) 工事経歴
- (3) 県及び村の発注した工事の工事成績
- (4) 労働福祉の状況
- (5) 不誠実な行為の有無及びその他の信用状態
- (6) その他村長が必要と認める事項

(建設コンサルタント等の業務の競争入札参加者の資格)

第5条 建設コンサルタント等の業務の入札参加資格は、次の各号に掲げる事項を審査した結果に基づき、測量、建築コンサルタント、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの5種類の業務について、それぞれ認定するものとする。

- (1) 申請の日における登録状況
- (2) 建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度における自己資本額及び業務実績金額
- (3) 業務経歴
- (4) 建設コンサルタント等の資格審査基準日における技術職員の状況
- (5) 営業年数
- (6) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (7) その他村長が必要と認める事項

(競争入札参加資格申請)

第6条 建設工事の入札参加資格を得ようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体にあつては、共同企業体入札参加資格審査申請書）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に1部提出しなければならない。

- (1) 総合評定値通知書（[法第27条の29第1項](#)の規定によるもの）の写し又は総合評定値請求書（[法第27条の29第1項](#)の規定によるもの）の写し及び経営状況分析結果通知書（[法第27条の27](#)の規定によるもの）の写し（共同企業体にあつては、構成員ごとに添付すること。）
- (2) 建設業許可証明書
- (3) 建設工事の資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度における法人村民税（個人営業の場合は村県民税）の納税証明書（栄村に納税義務のある者に限る。）
- (4) 建設工事の資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度における消費税及び地方消費税の納税証明書
- (5) 法人にあつては、商業登記簿謄本、個人の場合にあつては、成年被後見人若しくは被保佐人に係る登記がされていないことの証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項の規定によるもの）及び復権を得ない破産者でない旨の市町村若しくは特別区の長の証明書
- (6) 社内規則又は委任状（[法第3条第1項](#)の規定により許可を受けた者の主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）
- (7) 建設工事の資格審査基準日の属する営業年度の直前2年間の各営業年度における工事経歴書
- (8) 建設工事の資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度における貸借対照表（[法第11条第2項](#)の規定により、毎年許可行政庁に提出しているものと同じもの）
- (9) 営業所一覧表
- (10) 建設業退職金共済組合加入履行証明書（建設業を営む事業主に期間を定めて雇用され、かつ、建設業に属する事業に従事することを常態とする者を使用している者に限る。）
- (11) 共同企業体協定書の写し（共同企業体の場合に限る。）
- (12) 共同企業体構成員資格調書（共同企業体の場合に限る。）
- (13) 共同企業体構成員全員の第5号に規定する書面（共同企業体の場合に限る。）

2 建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を得ようとする者は、建設コンサルタント等の業務入札参加資格審査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 第2条に定める表の建設コンサルタント等の業務の申請の項の(1)のアからオまでに掲げる登録に係る登録証明書(建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントにあつては、登録を受けている場合に限る。第9条第2項第1号において同じ。)
 - (2) 建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度における法人村民税(個人営業の場合は村県民税)の納税証明書(栄村に納税義務のある者に限る。)
 - (3) 建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度における消費税及び地方消費税の納税証明書
 - (4) 法人にあつては、商業登記簿謄本、個人の場合にあつては、成年被後見人若しくは被保佐人に係る登記がされていないことの証明書(後見登記簿に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項の規定によるもの)及び復権を得ない破産者でない旨の市町村若しくは特別区の長の証明書
 - (5) 経営規模等総括表
 - (6) 業務経歴書
 - (7) 技術者経歴書
 - (8) 社内規則又は委任状(主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。)
 - (9) 建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理。ただし、利益処分又は損失処理については、法人の場合に限るものとする。
- 3 前2項に規定する申請書の提出期間は、別に定めるものとする。なお、定期審査以外の審査の場合にあつても、同様とする。

(入札参加資格の通知)

第7条 村長は、入札参加資格を認定したときは、申請者にその旨の通知は行わず、認定しなかったときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第8条 入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日の翌日から次期の定期審査による入札参加資格の認定の日までとする。

(競争入札参加資格の承継)

第9条 第7条の規定により入札参加資格があると認められた者(以下「有資格者」という。)の営業と同一性を失うことなく組織の変更が行われた場合若しくは包括承継が行われた場合又は建設業若しくは建設コンサルタント等の業務を譲り受けた場合は、村長の承認を得て、入札参加資格を承継することができる。

2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、遅滞なく入札参加資格承継承認申請書に、営業の一切を承継したことを証する書類及び次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 建設工事にあつては建設業許可証明書、建設コンサルタント等の業務にあつては第6条第2項第1号に規定する登録証明書

(2) 社内規則又は委任状(主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。)

3 第7条及び第8条の規定は、第1項の承継について準用する。
(変更届等)

第10条 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

(1) 死亡したときは、その相続人

(2) 法人が破産により解散したときは、その破産管財人

(3) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人

(4) 廃業並びに営業を停止及び休止したときは、本人。なお、法人にあつては、その役員とする。

(5) 建設工事にあつては[法第3条第1項](#)の規定による建設業の許可を受けていない者に該当するに至ったとき、及び建設コンサルタント等の業務にあつては第6条第2項第1号の登録を受けていない者に該当するに至ったときは、その本人。なお、法人にあつては、その役員とする。

2 有資格者は次の各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく入札参加資格審査申請書記載事項変更届に、変更事項を証する書面を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 営業所の所在地

(2) 商号又は名称

(3) 代表者又は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する
使用人

(申請書類等の様式)

第 11 条 この規則に規定する申請書類等の様式は、国土交通省又は長野県が定めた様式を準用するものとする。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 17 年度及び 18 年度の入札参加資格審査から適用する。